

姫路市手話言語条例について

①【議員提案する理由】

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月1日に施行されました。

また、手話を「言語」として学ぶ機会を保障するため、国に「手話言語法」の制定を求める意見書が1788自治体で採択されております。

障害者差別解消法に関する条例として、全国では55自治体、兵庫県下では11自治体において、手話言語条例等が制定されているものの、本市においては、まだ具体的な準備がなされていない状況であります。

我が会派としては、障害者差別解消法が施行された本年に手話言語条例を制定することが望ましいと判断することから、このたび議員提出議案として提案するものであります。

なお、NPO法人姫路市身体障害者福祉協会、姫路ろうあ協会、姫路手話通訳者協会、及び姫路手話サークル連絡会など障害者団体や関係者からの意見を聞き、参考にしながら条例案を策定しました。

②【制定することの意義、メリット】

1 手話を“言語”としてコミュニケーションを図り、生活する市民への理解の促進

これまで手話が言語として認められてこなかったという歴史があり、このため必要な環境が整えられず多くの不便や生活の不安が生じている。

また、障害者基本法では手話を言語として位置付けられたものの理解は広まっていない。

さらに、本年4月に障害者差別解消法が施行されたが、「手話を言語」とする認識については未だ十分とは言えない状況である。

このため、手話言語について条例化することで市民への周知の効果が高まり、理解が広がることが期待される。

2 市の責務として条例に位置付けることによる手話に対する環境整備の促進

市民への理解の促進や、手話の普及と手話が使用しやすい環境整備を市の責務として明文化することで、これら環境整備が促進される。

また、市は手話に関する施策を、障害者基本法に基づく市町村障害者計画の中に盛り込むことを条例に明記し、さらにこれら推進のため、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聞くための協議の場の設置を条例で義務付けることで、意見を反映するための正式な場が確保できる。(計画は3年毎に見直しされるため、これに合わせて市の施策への意見の反映が可能になってくる。)

このほか、市が手話に関する施策を推進するための必要な財政上の措置を講ずるよう条例に明記することで実効性を高めることができる。さらに障害者差別解消法に示された「合理的配慮の提供」について、より具体性を高めることができる。

3 市民や事業者の役割についても明記することによる啓発の促進

市民や事業者は、手話に対する理解を深め、手話に関する市の施策について協力するよう努めることを明記することで、理解のための意識が高まることが期待できる。

事業者についてはさらに、手話を利用する者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境づくりに努めることとし、努力目標ではあるものの条例に明記することで、合理的配慮の提供に向けた積極的な事業者の取り組みを促すことができる。

4 学校教育の場における手話への理解と手話による学習支援の促進

学校教育の場において手話に接する機会を提供し手話に親しむための取り組みを行うことで、子どもの頃からの理解の促進が図られることが期待される。また、条例に明記することで、教職員の資質向上を図り、学校における社会的障壁の除去を具体的に促すことになり、学校現場の協力も得られやすくなる。

このほか、手話が必要な児童生徒に対し手話による学習支援が促進されることも期待される。

5 事業者に対する支援を行うことによる取り組みの促進

市内事業者が、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境づくりに取り組もうとする際に、市が情報提供をおこなったり相談に乗ったりして必要に応じた支援を行うことで、事業者による環境整備が促進されることが期待できる。

また、市が助言や支援を行うことについて条例に明記することで、事業者が取り組みを進める際の不安を取り除くとともに、積極的な取り組みを促すことができる。